

【第2号議案】 地域公共交通確保維持改善事業について

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する経過報告 及び 計画の変更について

フィーダー：支流、支線を意味する

地域内フィーダー系統：バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワーク（市町村間を結ぶバス路線等）と接続し、支線として運行している地域公共交通のこと

○補助対象 あやめバス（全系統）と川東コミュニティバス（一部系統）

○交付の流れ <事業開始前> ①計画の申請（協議会→国）

②内定額の通知（国→協議会→事業者）

<事業完了後> ③補助金交付申請（事業者→国）

④交付決定及び額の確定の通知、交付（国→事業者）

1 国庫補助額の推移（報告）

（単位：千円）

バス事業年度 *対象となる期間が「10月1日から 9月30日まで」となっている	計画申請額 6月頃	内定額 9月頃	交付申請額 次年度11月頃	交付確定額 次年度2月頃
平成26年度 (H25.10.1~H26.9.30)	14,187	14,187	14,164	14,164
平成27年度 (H26.10.1~H27.9.30)	16,731 *上限額	16,731	<u>16,730</u>	*2月中~下旬
平成28年度 (H27.10.1~H28.9.30)	13,592 *上限額	<u>13,592</u>	H28.11月以降	

・平成27年度の交付申請額は、当初申請内容から運行回数が0.5回分減少した系統があり、計画申請額から1千円減の16,730千円となった

・平成28年度の補助額について国から内定額通知があった（計画申請額と同額）

・補助上限額が年々引き下げられており、平成28年度申請額は前年度と比べ減少している

2 平成27年度事業評価について（報告）

○「平成27年12月22日付け 地公協第21号」のとおり書面協議を実施し、全委員から承認を得た

○書面協議による意見を踏まえ、記載内容を追記し、12ページのとおり運輸局へ提出した

*下線部分を追記

○市ホームページに一次評価（自己評価）を掲載した

<意見内容（抜粋）>

- ・平成26年度事業評価の改善点の反映状況について
- ・「⑤目標効果・達成状況」のより詳細な分析について
- ・「⑥事業の今後の改善点」の内容について

3 地域協働推進事業の実施状況報告について（報告）

- 川東コミュニティバスが補助対象となるにあたり「新発田市地域協働推進事業計画」（平成26年度～28年度）の認定を受けている
- 計画の実施状況について、毎年度、地方運輸局長へ報告することが定められている
- 平成27年度実施状況について、13ページのとおり運輸局へ報告した

4 「新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成28年度～30年度）」の変更について *平成28年度交付の補助金が対象

(1) 概要

【第1号議案】川東コミュニティバスの一部運行の見直し（案）に伴い、運行内容に変更が生じるため、計画の修正を行う。併せて、一部系統のキロ程についても修正を行う

(2) 変更部分一覧

変更箇所	変更理由	変更内容
計画書本文	・変更に伴う記載の修正	*計画書本文（8ページ～11ページ）の下線部分を追記 「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」「14. 協議会の開催状況と主な議論」
申請番号 11番	・【第1号議案】に伴う対象便の減少 ・「新発田駅～川東小～上板山」系統のキロ程修正 （修正前）12.3km （修正後）12.4km	・計画運行日数の減 ・計画運行回数の減 ・計画実車走行キロの減
申請番号 12番	・「上の町～上三光～川東小～新発田駅」系統のキロ程修正 （修正前）10.4km （修正後）10.2km	・計画実車走行キロの減
申請番号 14番	・「新発田駅～川東小～上楠川」系統のキロ程修正 （修正前）11.7km （修正後）11.9km	・計画実車走行キロの増
申請番号 16番	・【第1号議案】に伴う対象便の増加	・計画運行回数の増 ・計画実車走行キロの増
申請番号 18番	・「新発田駅～石喜～新発田営業所」系統のキロ程修正 （修正前）16.8km （修正後）17.4km	・計画実車走行キロの増

(3) 補助額への影響

- ・補助上限額を超えた部分での変更であり、申請額の増減はない見込み

生活交通確保維持改善計画
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成27年6月26日
一部変更 平成28年2月17日
新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 下妻 勇

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画 (平成28年度～30年度)
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市は、人口10万人程度の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。</p> <p>市のバス交通は、近隣市町を結ぶ広域系統、市街地から放射状に各地区を結ぶ従来の系統に加え、菅谷・加治地区と市街地を結ぶ新発田市コミュニティバス、川東地区と市街地を結ぶ川東コミュニティバス及び市街地循環バスが運行されている。</p> <p>この全てのバス路線は、JR新発田駅で結節しており、近隣市町や各地区から市街地へのアクセスに利用されている。</p> <p>このうち市街地循環バスは、JR新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転などの「まち」の変化や、市街地の交通空白地帯の解消と高齢者や学生などの交通弱者の利便性向上を目的として、平成18年11月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、実証実験運行を実施。平成24年4月から「あやめバス」として本格運行を開始した。</p> <p>また、川東地域では平成26年4月の小学校統合を契機に、地域公共交通体系の検討を地域が主体となり進められ、あやめバスの路線への乗り入れなどを盛り込んだ川東コミュニティバスが、統合小学校の開校と同時じくして運行を開始した。</p> <p>運行開始によって生じた課題等を整理し、川東コミュニティバスは「各学校の児童・生徒への配慮」、「需要に応じたダイヤの調整」、あやめバスは「利用実態」や「列車・コミュニティバスとの接続性の向上」を図るため、平成27年4月及び平成28年4月に一部運行の見直しを実施する予定としている。</p> <p>あやめバスや川東コミュニティバスは、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスとJR新発田駅で結節しており、周辺市町村からの来訪者や、市民の大切な交通手段となっていることから、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
①年間利用者数 ○あやめバス：9.2万人（10月～3月期：5.2万人、4月～9月期：4.0万人） ○川東コミバス：3.3万人（10月～3月期：2.2万人、4月～9月期：1.1万人） ②年間収支率 ○あやめバス：30%以上（10月～3月期：34%、4月～9月期：26%） ○川東コミバス：12.5%以上（10月～3月期：15%、4月～9月期：10%）
(2) 事業の効果

- ・合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上
- ・中心市街地の公共交通空白地域の改善
- ・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保
- ・中心市街地の活性化
- ・車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表・運行予定期間

- 時刻表：別紙1（あやめバス）及び別紙2（川東コミュニティバス）のとおり
- 運行予定期間：平成27年10月1日～（あやめバス）
平成27年10月1日～（川東コミュニティバス）

② 運行事業者決定の経緯

- ・当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。
- ・当該事業者は、平成18年11月から平成24年3月までの市街地循環バス実証実験、及び、平成24年4月からのあやめバスの運行実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行ができるものと期待できる。
- ・市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知している。
- ・今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、あやめバスの見直し等を行うことが考えられ、また、運行を維持するためには、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。
- ・当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続、また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。
- ・通学支援の役割も含めた川東コミュニティバスの運行について、地域NPOによる運行・デマンドタクシー・貸切バスなど様々な方法を検討した結果、当該事業者に委託することを、地域で組織する川東地区自治連合会地域課題検討委員会にて決定した。

③ 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明

あやめバスは、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

新潟交通観光バス株式会社

6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【 <u>地域間幹線系統のみ</u> 】
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【 <u>地域内フィーダー系統のみ</u> 】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
14. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 23 年 5 月 27 日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。
- ・平成 24 年 2 月 14 日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。
- ・平成 24 年 5 月 31 日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成 24 年度及び平成 25 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- ・平成 25 年 5 月 31 日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成 26 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。
- ・平成 25 年 11 月 7 日 あやめバスの一部運行見直し、川東地区の公共交通見直しについて協議し、合意を得られた。
- ・平成 26 年 2 月 18 日 平成 26 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得られた。
新発田市地域協働推進事業計画について合意を得られた。
- ・平成 26 年 6 月 24 日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。地域協働推進事業の特例措置による平成 26 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について協議し、合意を得られた。平成 27 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議し、合意を得られた。
- ・平成 27 年 2 月 17 日 平成 27 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について合意を得られた。事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。
- ・平成 27 年 6 月 5 日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成 28 年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。

・平成 28 年 2 月 17 日 平成 28 年度地域内フィーダー等確保維持計画の変更について

15. 利用者等の意見の反映

協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人七葉及び川東地区自治連合会の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。

また、平成 25 年 1 月から事務局職員が定期的にあやめバスに乘車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行っている。これらニーズを集積し、運行見直しの基礎データとして、活用している。

川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。運行後においても、地域内に設置されている川東地区自治会連合会等にて、利用者等の意見を取りまとめ継続した課題等の検討を行っている。

16. 協議会メンバーの構成員

関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局

その他協議会が必要と認める者

連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心町4-10-4

(所 属) 新発田市市民まちづくり支援課

(氏 名) 斎藤 正太郎

(電 話) 0254-22-3101 内線1442

(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

平成28年1月14日

協議会名: 新発田市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
新潟交通観光バス(株)	あやめバス 申請番号(1)~(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な啓発を実施していくという前年度の改善点を踏まえ、昨年度に引き続き、市内6高等学校の新入生に対する時刻表の配布やイベントでの車両展示等の利用促進活動を実施した ・動態調査や職員による乗降調査等に基づき、平成27年4月に運行の一部見直しを行った 	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間利用者数:12.8万人以上 *あやめバス、川東コミュニティバスの合計 ②年間収支率30%以上 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間利用者数:11.3万人(あやめバス:8.2万人、川東コミュニティバス:3.1万人) ②年間収支率27.2% <ul style="list-style-type: none"> ・無料利用者(障害者手帳提示者等)は増加しているが、有料利用者が減少している。高齢化によって今までの利用者が少なくなる一方、新規利用者の伸び悩みが考えられる ・運行によって市街地の各施設への移動の利便性向上等が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> ・4半期に1回実施している動態調査を今後も継続的に実施するとともに、公共交通網形成計画策定に伴ってニーズ調査を実施し、利用者や住民の満足度や課題等について現状分析を行うとともに、新規利用者を獲得できるよう、鉄道や他の路線バスからの乗継ぎを踏まえたダイヤ設定、利用促進策を検討する
新潟交通観光バス(株)	川東コミュニティバス 申請番号(8)~(18)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働推進事業として、地域住民によって構成される「川東コミュニティバス検討部会」と共に、実施内容の協議や企画への参加、周知等を行い、乗り方教室の実施、停留所別時刻表の配布等の利用促進活動を実施した ・動態調査の結果に基づき、地域との協議を踏まえ、平成27年4月に運行の見直しを行った 	A 事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された。	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間利用者数:12.8万人以上 *あやめバス、川東コミュニティバスの合計 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間利用者数:11.3万人(あやめバス:8.2万人、川東コミュニティバス:3.1万人) <ul style="list-style-type: none"> ・乗り方教室を実施したところ、高齢者の参加者から「通院先までバスで行けることを知らなかった」「実際に乗ってみたことはなかった。今度から利用したい」といった声があった。目標に届かなかった理由として、利用ニーズのある高齢者に十分利用されていないことが考えられる ・利用者は増加傾向にあり、高齢者を中心とした地域住民への浸透によって、さらに利用者数を増加させる余地がある ・運行によって公共交通空白域の解消や交通弱者の移動手段確保につながっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者を中心に、潜在的なニーズを実際の利用につなげるため、乗り方教室や停留所別時刻表の配布等の利用促進活動を継続的に実施し、利用者数の増加を図る

(別紙) 地域協働推進事業計画の実施状況

取組内容	平成 27 年度実施内容	
	計画	実績
地域住民による連携・協働の検討体制の構築 (川東地区自治連合会、市)	<p>地域内において、コミュニティバスの運行に協賛していただく、サポーターズ制度を拡充</p> <p>地域ぐるみによるバス停、待合所などの環境改善や除雪体制の課題整理及び継続</p>	<p>地域の協賛活動として、川東地区の高校 1 年生（新入学生）に対し、自治連合会が回数利用券の贈呈を行った。</p> <p>新発田市バス待合所等設置事業を活用し、川東地区の自治会が 3 か所の待合所を設置した。</p>
路線沿線における意識啓発の推進 (川東地区自治連合会、市)	<p>地域住民を対象としたマイ時刻表を作成していただく講座の開催</p>	<p>地域（コミュニティバス検討部会）と市で、沿線住民を対象としたバスの乗り方教室を開催した。</p>
分かりやすい公共交通情報の提供 (川東地区自治連合会、市)	<p>時刻表のほか、乗降方法、運賃、路線図を分かりやすく一枚にまとめたチラシを更新</p> <p>バスロータリー及びバス停における情報提供の見直し、改善</p>	<p>4 月に乗降方法、運賃、路線図がまとまったチラシを配布した。また、4 月と 12 月のダイヤ改正時に、通常の時刻表に加え、バス停ごと時刻表を作成し、最寄りの各世帯に配布を行った。</p>

注 1 「取組内容」及び「計画」の欄は、認定を受けた地域協働推進事業計画の内容を転記すること。

注 2 「実績」の欄は、提出日以降にも地域協働推進事業の実施が見込まれる場合にあっては、実施が見込まれる内容を含めて記載すること。

注 3 行の過不足がある場合には、行の追加又は削除を行うこと。